

新旧対照表
【税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成17年6月15日財関第771号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
1. 執務時間外の通関体制を整備する官署及び時間						1. 執務時間外の通関体制を整備する官署及び時間					
執務時間外の通關体制を整備する官署及び常駐させる時間帯は下表のとおりとする。						執務時間外の通關体制を整備する官署及び常駐させる時間帯は下表のとおりとする。					
税関名	官署名	平日夜間	土曜日	日曜日	休日	税関名	官署名	平日夜間	土曜日	日曜日	休日
函 館	稚内税關支署	17時から 19時まで				函 館	稚内税關支署	17時から 19時まで			
横 浜	本關	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)	東 京	大井出張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注1)	
	川崎税關支署 東扇島出張所	17時から 19時まで				横 浜	本關	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)
名古屋	本關	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)	川崎税關支署 東扇島出張所	17時から 19時まで				
	清水税關支署 興津出張所	17時から 19時まで	8時30分 から12時 30分まで <u>(注2)</u>			名古屋	本關	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)
	四日市税關支 署	17時から 19時まで				清水税關支署 興津出張所	17時から 19時まで	8時30分 から12時 30分まで			
大 阪	南港出張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)	四日市税關支 署	17時から 19時まで				
神 戸	ポートアイランド出 張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)	大 阪	南港出張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)

新旧対照表
【税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成 17 年 6 月 15 日財関第 771 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
	広島税関支署	17 時から 19 時まで				神 戸	ポートアーリント出張所	17 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 2)	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)
門 司	田野浦出張所	17 時から <u>20 時まで</u>	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 2)		8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1) (注 2)	神 戸	ポートアーリント出張所	17 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 2)	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)
	博多税関支署	17 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)		ポートアーリント出張所	17 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)
	下関税関支署	17 時から 19 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)	博多税関支署	ポートアーリント出張所	17 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)
長 崎	本 関	7 時 30 分 から 8 時 30 分まで	7 時 30 分 から 8 時 30 分まで		7 時 30 分 から 8 時 30 分まで (注 1)	下関税関支署	ポートアーリント出張所	17 時から 19 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	8 時 30 分 から 17 時 まで(注 1)	8 時 30 分 から 8 時 30 分まで (注 1)
(注 1) 休日の対応						長 崎	本 関	7 時 30 分 から 8 時 30 分まで	7 時 30 分 から 8 時 30 分まで	7 時 30 分 から 8 時 30 分まで (注 1)	(注 1) 休日の対応
横浜税関本関、名古屋税關本關、大阪税關南港出張所、神戶税關ポートアーリント出張所並びに門司税關田野浦出張所、博多税關支署及び下關税關支署においては、1月1日は職員を常駐させないことをとして差し支えない。						東京税關大井出張所、横浜税關本關、名古屋税關本關、大阪税關南港出張所、神戶税關ポートアーリント出張所並びに門司税關田野浦出張所、博多税關支署及び下關税關支署においては、1月1日は職員を常駐させないこととする。					
また、長崎税關本關においても、12月30日から1月3日までは職員を常駐させないことをとして差し支えない。						また、長崎税關本關においては、12月30日から1月3日までは職員を常駐させないことをとする。					

新旧対照表

【税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成 17 年 6 月 15 日財関第 771 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注 2) 監視部取締部門と特別通關部門等との連携 <u>「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)</u>に掲げられている港湾の深夜早朝利用の推進による 24 時間利用を支援する観点から、横浜税關本關、名古屋税關本關、大阪税關南港出張所及び神戸税關ポートアイランド出張所の日曜日並びに門司税關田野浦出張所の土曜日及び休日については、監視部取締部門と執務時間外の通關体制を整備する官署の特別通關部門等が連携して、執務時間外の通關需要に的確に対応する。 <u>また、名古屋税關清水税關支署興津出張所の土曜日についても、名古屋税關清水税關支署取締部門と当該出張所の特別通關部門等が連携して、執務時間外の通關需要に的確に対応する。</u> <u>(参考) 上表に掲げる官署のほか、東京税關本關においては、別途、平成 19 年 7 月 1 日から、平日夜間及び休日等の通關体制を整備する。</u></p>	<p>(注 2) 監視部取締部門と特別通關部門等との連携 横浜税關本關、名古屋税關本關、大阪税關南港出張所及び神戸税關ポートアイランド出張所の日曜日については、監視部取締部門と執務時間外の通關体制を整備する官署の特別通關部門等が連携して、執務時間外の通關需要に的確に対応する。</p>
2 ~ 4 (省略)	2 ~ 4 (同左)